

防災士資格試験の受講者募集

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

九重町では、地域防災力の強化を目的に「防災士」への助成を行っています。防災士になって地域の防災力を高めませんか？

防災士資格の研修・試験



- | | |
|------|--|
| と き | 12月9日(土)・12月10日(日)の2日間
※事前のレポート作成、2日間の研修、消防署で行われる
普通救急救命講習(別日に開催)を受けていただきます。 |
| と ころ | 日田市役所 7階大会議室 |
| 定 員 | 10名程度(申込先着順) |
| 費 用 | 無料
・九重町に居住される方の受講費用は大分県と九重町が負担します。
・当日は証明写真を2枚ご持参ください。 |
| 申込期限 | 9月22日(金)まで |
| 申込方法 | 受講を希望される方は、危機管理・防災安全課までご連絡ください。
※研修の申込みは、居住される自治体でお願いいたします。 |

木造住宅の無料簡易耐震診断をしませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

九重町では、大分県と建築士事務所協会と協力して、ご自宅の無料簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断は正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができます。



- | | |
|------|---|
| 対 象 | 平成12年5月以前に着工された木造一戸建て住宅
(併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む) |
| 日 時 | 9月11日(月)～9月15日(金)
詳細な日時はご希望をお伺いした上で確定します |
| 実施方法 | 九重町職員と建築士事務所協会の会員がご自宅に伺い、1時間程度で診断を行います。
ご自宅の図面がある場合は、当日ご用意いただくと短時間で実施できます。 |
| 申込期限 | 8月31日(木)までに、建設課までお申込みください。 |

「このえ小学校運営協議会」をご存じですか？

●お問い合わせ 教育振興課 ☎0973-76-3834

初めて聞く方も多くいるのではないかと思います。この協議会は、文部科学省がおこなっているコミュニティースクールのことです。コミュニティースクールとは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組みです。主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるなどがあります。

九重町では、現在、「このえ緑陽中学校運営協議会」と6小学校合同で設置している「このえ小学校運営協議会」の2つの組織があります。

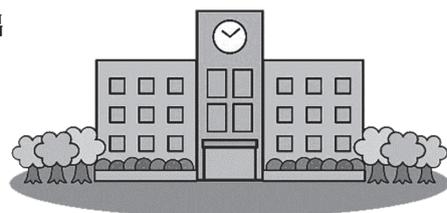
組織のメンバーは？

このえ小学校運営協議会は、各小学校・こども園の保護者代表、校長・園長または教頭、公民館主事、学識経験者、地域住民代表など教育委員会から委嘱された19名で構成されています。

令和5年度の主な取り組みは？

- ①このえ学園基本計画の実施案についての承認と意見や申し出
- ②九重の小学校や地域の課題解決などについての協議
- ③学校の課題解決のための支援、地域や家庭へ要請
- ④学校間の情報共有

などを行なっていく予定です。



具体的な活動

令和5年度は、第1回このえ小学校運営協議会を6月12日に実施し、このえ学園基本計画の実施案について承認をおこないました。また、学校でおこなう防災教育の充実に取り組むことも確認しました。すでに各学校で防災教育をおこなっています。その取組に保護者や地域の防災士会、消防団などからの支援を得ることができないか各学校を中心に検討しているところです。

また、九重町全体に関わる災害（地震など）を想定した園児児童生徒の安全な引き渡し訓練を9月15日（金）に実施予定です。大きな災害は1つの園・学校の問題ではなく、町内の園と・学校の連携が不可欠です。協議会で熟議をおこなった結果、この訓練を令和4年度から実施しています。従いまして、教育委員会主催の訓練ではなく、このえ小学校運営協議会主催の訓練になります。令和4年度の反省として、「訓練の趣旨が保護者に理解されていないため、訓練のための訓練になったのではないか」といったものがありました。保護者の皆さま方には、是非、子どもの安全のためにおこなっている訓練ということを理解していただき、ご協力をお願いします。

最後に

本協議会では、九重町の教育に関わることについて、各学校の代表者が意見を出す中で少しでも良い方向になればと思い取り組んでいます。今年度も保護者・地域の皆さま方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

このえ緑陽中学校第8回俳句「ふるさと大賞」への投票をお願いします

●お問い合わせ 教育振興課 ☎0973-76-3812

このえ緑陽中学校では、校内俳句大会で選出された入選作品30句を九重町民の皆さまに知っていただき、「選者」になっていただくことを通して、「中学生の故郷を愛する気持ち」の理解を深めることを目的に、「ふるさと大賞」に毎年ご投票いただいています。

▶大会スローガン 「あなたの1票が中学生と九重町を元気にする！」

▶俳句創作テーマ 「自然」

▶投票方法と場所

投票期限

8月31日(木)まで

投票可能な方 (小中学生は学校で投票します)

九重町民(子どもも可)及び九重町訪問者

投票場所

九重町役場、各地区公民館、町内の各種事業所、
町内の各地区郵便局 等

入賞

得票総数の上位者を11月開催の合唱祭の中で、
入賞者として表彰します



令和4年度最優秀賞の作品

主催 このえ緑陽中学校「学校運営協議会」

令和5年度 奨学生追加募集

玖珠郡育英会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

●応募資格

- 九重町・玖珠町民で、現に居住する方。またはその子弟で、学校教育法またはその他法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院・及び専修学校等に在学中の方。
- 学業人物ともに奨学生としてふさわしい方。
- 経済的理由により、学費の支払いが困難な方。

※専修学校等とは、専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいいます

●奨学金の貸与期間と金額

- 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間です。
- 奨学金は右記の種類で「希望選択制」です。

区分	貸与月額
高校生	15,000円
大学・大学院生・専修学校等	20,000円または30,000円

●採用予定数

予算の範囲内

●出願手続き

玖珠郡育英会の指定用紙(奨学生願書)に必要な事項を記載して、玖珠郡育英会に提出してください。

出願手続に必要な添付書類

- ①戸籍抄本(本人のもの) ②所得証明書(家計支持者(父母等)の所得証明)
- ③滞納のない証明(保護者の納税関係証明 玖珠郡育英会様式) ④奨学生推薦調書(在学校の調書)
- ⑤履歴書 ⑥写真(願書用。縦3cm×横2.5cmの免許証用サイズ)

●出願期間

令和5年8月1日(火)～

出願先
お問い合わせ

公益財団法人 玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816
〒879-4895 九重町大字後野上8-1 九重町役場 教育委員会内



▲玖珠郡育英会HP

お得な商品券事業を実施します

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する町民への家計負担の軽減と、地域内消費の喚起によって事業者を支援することを目的として、2つの商品券事業を実施します。

①「九重町生活応援商品券」事業

全町民を対象に「九重町生活応援商品券」を配付します。

【対象者】 基準日（令和5年8月1日）現在、住民基本台帳に登録のある全町民

【商品券】 町民1人当たり5,000円（500円券×10枚）

【事前通知】 事業のお知らせを全世帯へ郵送します。

【配布方法】 世帯毎に人数分を原則レターパック（対面受け取り）で郵送します。
※申請の必要はありません。

【発送時期】 8月下旬から順次発送します。

【その他】 長期入院等特別な事情がある方は申出を行っていただくことで、現在の居住地に商品券を郵送いたしますので、事前にご相談ください。

【使用期間】 令和5年9月1日（金）～令和5年12月31日（日）まで
※12月31日が店休日の場合は前営業日まで

②「九重町地域消費喚起プレミアム商品券」事業

大分県内在住者に「九重町商品券」を販売いたします。

【対象者】 大分県内在住者

【商品券】 1冊10,000円
30%のプレミアム付きで13,000円分（500円券×26枚綴り）

【購入限度】 1人につき4冊、1世帯上限5人・20冊まで

【販売方法】 指定されたハガキ等で申し込みいただき、応募多数の場合は抽選となります。
抽選結果（引換券）を持参の上、ご希望された販売場所で購入できます。

【販売場所】 九重町商工会、スーパー本松屋（東飯田）、日野文具店（野上）、
高原ショップ小野（飯田）、リカーショップさとう（南山田）

【使用期間】 令和5年10月2日（月）～令和5年12月31日（日）まで
※12月31日が店休日の場合は前営業日まで

※②の事業については九重町商工会が実施します。

注意事項（①②事業共通です）

- ・商品券は現金と引き換えることはできません。
- ・つり銭は支払われません。
- ・使用期間を過ぎた商品券は無効となります。



還付金詐欺にご注意を！

●お問い合わせ 住民課

☎0973-76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

▶不審な電話・訪問にご注意ください

全国各地で、還付金詐欺が発生しています。厚生労働省・日本年金機構・市町村・広域連合等の職員を装い、「年金の払い戻しがある」「医療費の戻りがある」といった言葉でだまされた高齢者が通帳やキャッシュカード等をだまし取られたり、ATMに誘導されて口座から現金を引き出されたりする被害が発生しています。

▶不審な電話・訪問があったら

不審に思われた時には、すぐに住民課または後期高齢者医療広域連合までご連絡をお願いします。



九重町では「特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助」を行っています。

まちの事業紹介▶
【住まい・生活(11ページ)】



後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか？

●お問い合わせ 住民課

☎0973-76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

先発医薬品(新薬)の開発には、長い年月と莫大な費用がかかります。そのため一定の期間、特許で守られており、値段が高くなります。

一方、ジェネリック医薬品は、その特許が切れた後に発売されるため先発医薬品に比べて低価格で購入することができます。

ジェネリック医薬品のいいところ

★先発医薬品より安価で、経済的

患者さんの自己負担の軽減、医療費の削減につながります。

★効き目や安全性は先発医薬品と同等

後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて厚生労働省で審査を行っています。

●まずは、かかりつけ医や薬局の薬剤師へご相談ください。直接言いづらい方は、市町村窓口を設置、または7月に送付しました新しい被保険者証に同封の「後期高齢者医療のしおり」に掲載しております「ジェネリック医薬品希望カード」を薬局にてご提示ください。

診察券

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を
希望します。

『もっと知ろう もっと語ろう 認知症』

～9月21日は世界アルツハイマーデー、9月は世界アルツハイマー月間です～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821
地域包括支援センター ☎0973-76-3863

世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）は、国際アルツハイマー病協会（ADI）が認知症への理解をすすめるため、本人や家族への施策の充実を目的に1994年に制定されました。

この日を中心に、9月をアルツハイマー月間として世界各国そして日本でも啓発活動が行われています。九重町でも期間中、認知症への理解を深めてもらうために下記のような取組を実施します。この機会に認知症について一緒に考えてみませんか？

1. 図書館や公民館と一緒に「認知症コーナー」を設置します！

文化センター内図書館では、9月1日から30日まで認知症の特設コーナーを設置し、認知症の基礎知識や介護に関する書籍の紹介、パネルの展示を行います。また、野上公民館入り口の図書コーナーにおいても同様の展示を行います。子どもから大人まで、認知症や介護についての書籍に触れることができます。機会があればぜひお立ち寄りください。

2. 『オレンジカフェ』を毎月2カ所で開催しています！

『オレンジカフェ』とは、認知症の方とその家族、地域の方、医療や介護の関係者など誰でも気軽に参加できる場所です。コーヒーやお茶を飲みながら、お話や情報交換をしたり交流できる場です。開催場所は野上地区と南山田地区です。地区を問わずにどちらの会場でも参加できます。9月のカフェは次のとおりです。

【野上地区】

- とき : 9月19日（火） 午後2時～午後3時30分
- ところ : 野上公民館

【南山田地区】

- とき : 9月13日（水） 午後2時～午後3時30分
- ところ : 南山田公民館

*事前の申し込みは不要です。
*参加費として100円（飲み物とお菓子代）をいただいておりますのでご準備ください。

3. あなたも『認知症サポーター』になりませんか！

『認知症サポーター』とは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の方や家族を温かく見守る『応援者』です。

九重町では認知症サポーター養成講座を行っています。自治会、サロン、職場、PTAなど、いろんな団体を対象に随時開催しています。お気軽にご相談ください。

認知症サポーター養成講座を受講した人全員に、「認知症サポーターカード」をお渡ししています。



九重町認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町では、認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる「九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険」があります。

九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険

▶**保険加入料** 保険料全額を九重町が負担するため、加入された方の自己負担はありません。

▶**保険加入の対象者**

すべてに
該当する方

- 九重町高齢者等 SOS ネットワークに事前登録されている 40 歳以上の方
- 九重町に居住している方
- 本人が在宅生活している方（※ 1）
- 要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」が II a 以上の方
- その他医師の診断により加入が必要と認められる方

（※ 1）下記の①～③の施設等で生活している人は、この保険の対象外です。

①介護保険制度における施設サービス及び居住系サービスを利用している方

施設サービス 「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」
「介護医療院」「地域密着型介護老人福祉施設」

居住系サービス 「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」

②医療法に規定する病院または診療所に入院している方

③次のいずれかの社会福祉施設に入所している方

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
- 老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

▶**こんな場合に保険金が支払われます（補償内容）**

- 他人の敷地に侵入し、育てている農作物等を荒らしてしまった
- 他人の車を叩く等し、傷をつけてしまった
- シニアカーで歩行者と衝突してケガを負わせてしまった
- スーパーやコンビニ等で、店の商品や備品を壊してしまった

個人賠償責任保険（上限 1 億円）

壊してしまった物を弁償または修理する費用、ケガを負わせてしまった相手の治療費や慰謝料、休業補償等が支払われます。

また、弁護士が必要になった場合の弁護士費用、さらに裁判になった場合は裁判費用も併せて支払われます。



▶**加入申込みについて**

申込時期 随時受付

申込方法 健康福祉課（役場 1 階）に、次の①、②の書類を提出してください。加入要件の確認を行い、加入申請の結果通知書を後日お送りします。

【提出書類】①九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書

②診断書（介護認定の状況により「認知症高齢者の日常生活自立度」が確認できる場合は不要）

必ず高齢者等 SOS ネットワークの事前登録（13 ページ）を行ってください。保険事業のみの加入はできません

健康相談・栄養相談・歯科口腔相談・ご長寿健康相談の実施について

●お問い合わせ 住民課
大分県後期高齢者医療広域連合

☎0973-76-3802
☎097-534-1771

後期高齢者医療広域連合では、被保険者に健康相談・栄養相談・歯科口腔相談・ご長寿健康相談を行っています。対象の方には事前にご案内を送付いたします。

- 対象者**
- ①健康相談：県内500名程度
 - ②栄養相談：県内700名程度
 - ③歯科口腔相談：県内350名程度
 - ④ご長寿健康相談：県内1,500名程度

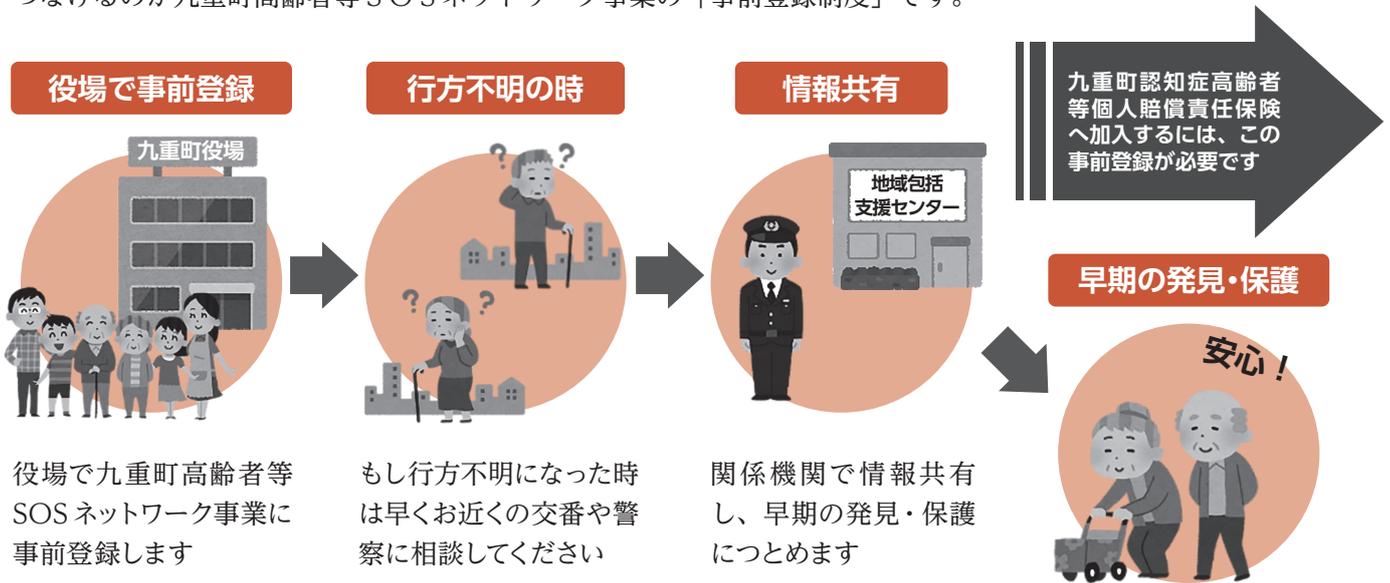
内容 健康相談員として保健師・看護師・管理栄養士・言語聴覚士・歯科衛生士がご自宅を訪問し、健康管理や日常生活での改善点など、個々の状況にあったアドバイスやご相談を行います。



九重町高齢者等SOSネットワーク事業 事前登録制度のお知らせ

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

認知症により、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなり、外出したまま家に戻れなくなる場合があります。そのような場合に登録された情報を関係機関に提供し、早期の発見・保護につなげるのが九重町高齢者等SOSネットワーク事業の「事前登録制度」です。



事前登録制度とは

- どんな人が利用できますか?
制度が利用できる人は、九重町内にお住いで、認知症等により行方不明になるおそれのある人です。
- どこで申請できますか?
申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、健康福祉課（役場1階）にお越しください。
- 申請の際に必要な書類はありますか?
印鑑と登録する方の写真（顔写真と全身が写ったもの）が必要です。事前にご準備ください。

新型コロナワクチン接種(令和5年秋冬接種)のお知らせ

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎0973-76-3870

初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳以上の方を対象とした追加接種(無料)が、令和5年秋より始まります。オミクロン株(XBB.1.5)の1価ワクチンを使用する予定です。

今後の国の方針により開始時期やワクチン等が、変更になることがあります。

【接種方法別予約のしかた】

接種方法	接種会場/時期	予約のしかた
1) 個別接種	町内医療機関/ 9月下旬~ 12月	9月7日(木)午前9時から予約受付開始します。インターネットまたは二次元コード(ページ右下)、コールセンターにて受付します。 ※医療機関での予約受付は行っておりません。
2) 集団接種	九重町保健福祉センター/ 11月下旬~ 12月中旬	対象者(令和5年春夏接種をされた65歳以上の方)に申込票を送付しています。集団接種を希望される方は、8月21日(月)までに申込票の返信をお願いします。 ※申込票が届かない方は、インターネットまたはコールセンターからの予約をお願いします。予約受付開始日時は調整中です。決まり次第、九重町ホームページや文字放送等でお知らせします。
3) 施設接種	高齢者施設/ 各施設で設定	各施設の担当者までご相談ください。

※予約・接種の際に、「接種券」が必要です。

【接種券の発送について】

- ・接種券は、5歳以上の方で、オミクロン株対応ワクチン(令和5年春夏接種)を接種し、最後の接種から3か月以上経過した方へ9月以降順次発送します。
- ・以前お送りした接種券をお持ちの方は、その接種券で接種できます。接種券を無くされた方は、接種券発行申請書の提出により、接種券を再発行します。インターネット、または、コールセンターまで電話、窓口で申請をしてください。

★重要★

他市町村から転入された方は九重町が発行する接種券が必要です。コールセンターへお問合せください。

※初回接種が済んでいない方は、まずは1・2回目接種を受けてください。

※6か月~4歳を対象とした接種も引き続き受けられます。詳しくは九重町ホームページでお知らせします。

お問い合わせ

九重町新型コロナワクチンコールセンター(健康福祉課内)

☎0973-76-3870 ※土日祝日を除く

※電話による接種予約は、平日午前8時30分~午後4時まで
(その他のお問合せは午後5時まで)



▲接種予約

8月31日は野菜の日～まず野菜、もっと野菜できていますか？

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

健康寿命を延ばす3つの鍵のひとつに、「野菜摂取1日350g」があります。大分県が、2016年に実施した「県民健康意識行動調査」では、野菜摂取量は男性が各年代とも約70g、女性は20代が最も少なく92g不足しているという結果でした。そこで、県では、「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトを立ち上げ、最初に野菜を食べること（まず野菜）、今より70g多く野菜を食べること（もっと野菜）の推進に取り組んでいます。

副菜：お浸し、和え物、酢の物、煮物、サラダなど



▲Instagram



▲cookpad

※小皿1皿に含まれる野菜の量70g。5皿食べると野菜が350gとれます。

お酒と健康的に付き合うために！！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

夏は、飲酒の機会が増加します。また、暑いからとアルコールで水分補給をしていませんか？お酒を大量に飲み続けると、脳血管疾患、心筋梗塞、高血圧、脂質異常症、糖尿病、食道・胃炎など、からだ全体に悪影響を及ぼすため、注意が必要です。

お酒と健康に付き合うための4つのポイント

- 料理と一緒に飲む
- 毎年必ず健診・がん検診を受けながら飲む
- 笑顔で飲む（やけ酒はダメ）
- 「おいしく健康的に飲める量」を大切に飲む（下記の適量を参考）

脳萎縮、認知症の原因にもなり得ます。アルコール性の脳萎縮の場合は、お酒を止めることで回復すると言われています。

1日当たりのお酒の適量

※すべてを合わせた量が適量ではなく、どれか1つで適量となります。
※女性は上記に記された量の半量が適量となります。



ビール(5%)
ロング缶1本
(500ml)



日本酒
1合
(180ml)



ウイスキー
ダブル1杯
(60ml)



焼酎(25度)
グラス1/2杯
(100ml)



ワイン
グラス2杯弱
(200ml)



チューハイ(7%)
缶1本
(350ml)

4月から生活介護事業所としてサービス提供を開始しました。「穏やかに生活できる基盤としたい」との思いから入浴や食事支援に力を入れ、季節ごとの行事を計画するなど、利用者に寄り添った支援を行っています。

ライフベースか〜むを運営する社会福祉法人くらっぷ（渡邊仁司理事長）は、こども発達支援センターや障がい児相談支援も担っており、慣れ親しんだ環境で児童から継続した支援が受けられるよう取り組んでいます。



外 観



屋外スペース

生活介護とは

日常的に介護を必要とする障がい者の方に対する障害者総合支援法に基づく通所型のサービスです。入浴、排せつ、食事等の介護を提供し、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

「ライフベースか〜む」についてのお問い合わせ

〒879-4413 玖珠町大字塚脇 581 番地の3 社会福祉法人くらっぷ ☎72-1023

こちら
119番



『水分補給時の注意点』

☎ 玖珠消防署 警防係 ☎72-2141

今の季節、熱中症対策を万全にしておきたいものです。一般的な対策としては、水分の摂取が推奨されています。しかし、「水」だけで水分補給を行うと危険が潜んでいることを知っていますか？

「水」だけを大量に摂取すると、血液中のナトリウム濃度（塩分濃度）が低下し、「低ナトリウム血症」という状態に陥ってしまいます。重症化すれば命の危険にさらされることもあります。このような状態を『水中毒』といいます。

『水中毒』の主な症状として、頭痛やめまい、下痢などがあります。悪化すると嘔吐や意識障害、呼吸困難などの症状が現れ、死に至る場合もあります。

水中毒の対策として、以下のことに気をつけましょう。

- 一度に大量の水を飲まず、こまめに水分補給を行う。
- 経口補水液やスポーツドリンクで水分補給を行う。
- 塩分タブレットや梅干しなどで塩分補給も同時に行う。

といった方法があります。

家族だけでなく、身近な方にも対策を伝えておきましょう。これからもまだまだ暑さが続くと思いますが、適切な水分、塩分の補給を行い、楽しく健康な毎日を過ごしましょう。